

エコアクション21 環境経営レポート

2023年度（期間 2023/4～2024/3）



これからのことを始めよう

エコライン株式会社は静岡県内を主な施工エリアとして解体工事・廃棄物処理を手掛けております
環境企画設計会社です。解体工事の事なら安心と信頼のエコラインにお任せ下さい。

エコライン株式会社

発行日 2024年8月31日



エコライン株式会社は持続可能な開発目標を支援しています。

目次

1.組織の概要	1 ~ 5
2.環境管理実施体制	6
3.環境経営方針	7
4.環境経営目標	8
5.環境経営計画	9
6.環境経営目標の実績	10 ~ 14
7.環境経営計画の取り組み結果と評価	15
8.環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、 並びに違反、訴訟などの有無	16 ~ 17
9.代表者による全体評価と見直し・指示	18
10.環境経営目標(次年度)	19
11.環境経営計画(次年度)	20

組織の概要

(1) 名称及び代表者名

エコライン株式会社

代表取締役 藤本 剛

(2) 所在地及び事業内容

本社 静岡県静岡市駿河区南八幡町25番25号

中間処理場センター 静岡県焼津市八桶110-1

第二工場 静岡県焼津市八桶1丁目14番地11

本店 静岡県静岡市葵区鷹匠1丁目1番1号

※ 本店は、登記簿記載上の所在地であり、実際の事業活動は行っていません。

設立年月日 2003年1月16日

資本金 4,000万円

事業年度 4月～3月

事業内容 建設業(建物解体工事の請負など)

産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物中間処分

廃食油の買取及び販売業

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 総務部長 長島 晃久

担当者 環境管理事務局 高橋 明・横山 祐一

連絡先 TEL 054-289-661 FAX 054-289-6616

ホームページ :<http://www.eco-line.jp>

◆事業規模

(1) 事業全体

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上高(百万円)	898	1,082	953	911
従業員数(人)	23	24	26	27
敷地面積(m ²)	1,583.50	1,583.50	1,583.50	1,583.50

(2) 建設業(建物解体工事の請負など)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上高(百万円)	729	920	781	734
従業員数(人)	14	15	17	17
敷地面積(m ²)	195.13	195.13	195.13	195.13

(3) 廃棄物処理業(産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び処分)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上高(百万円)	169	161	172	177
従業員数(人)	9	9	9	10
敷地面積(m ²)	1,133.17	1,133.17	1,133.17	1,133.17

(4) (受託した産業廃棄物の処理量)

項目	種類	処分方法	処分量(t)
収集運搬	一般廃棄物		2.37
	産業廃棄物		3,659.06
	特別管理廃棄物		1.86
中間処理		破 砕	1,308.17
		圧 縮	300.50
		溶 融 固 化	1.09

(5) (第二工場)

項目	数量(kg)	項目	数量(kg)
廃油購入	42,100 kg	廃油売却	42,100 kg
廃油(BDF原料)	0 kg	BDF生産量	0 kg
敷地面積(m ²)	255.20	グリセリン生産量(売却)	0 kg

(6) 産業廃棄物収集運搬車

車種	台数
ユニック車	3
フックロール車	2
2tダンプ	2
2tダンプ(パワーゲート)	1

(7) 重機・車両台数

車種	台数
バックホー	1
フォークリフト	2
営業車(普通車)	14
営業車(軽自動車)	2

◆許可・登録内容

(1) 建設業許可

地域	許可番号	許可年月日 有効年月日	事業の区物・建設業の区分
静岡県知事 許可(特-24)	第32383号	2023年2月14日 2028年2月13日	(特定建設業) 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業

(2) 産業廃棄物収集運搬業許可

地域	許可番号	許可年月日 有効年月日	事業の区物・産業廃棄物類の種類
静岡県	第02201103973号	2023年6月26日 2028年6月25日	(積替え、保管を除く) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ 以上10品目
東京都	第13-00-103973号	2022年8月27日 2027年8月26日	(積替え、保管を除く) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)(水銀使用製品産業廃棄物を含む) 以上10種類
愛知県	第02300103973号	2023年7月13日 2028年7月12日	(積替え、保管を除く) 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上10品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
神奈川県	第01405103973号	2022年9月4日 2027年9月3日	(積替え、保管を除く) 汚泥、廃油、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 以上10品目

(3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

地域	許可番号	許可年月日 有効年月日	事業の区物・産業廃棄物類の種類
静岡県	第02252103973号	2021年4月17日 2026年4月16日	(積替え、保管を除く) 引火性廃油、特定有害廃石綿等 以上2品目
愛知県	第02350103973号	2023年7月13日 2028年7月12日	(積替え、保管を除く) 引火性廃油、特定有害廃石綿等 以上2品目
京都府	第02650103973号	2021年5月15日 2026年5月14日	(積替え、保管を除く) 廃石綿等 以上1品目
東京都	第13-50-103973号	2021年7月24日 2026年7月23日	(積替え、保管を除く) 廃石綿等 以上1品目
神奈川県	第01455103973号	2021年9月25日 2026年9月24日	(積替え、保管を除く) 廃石綿等 以上1品目

(4) 産業廃棄物処分業許可

地域	許可番号	許可年月日 有効年月日	事業の区物・産業廃棄物類の種類
静岡県	第02221103973号	2020年9月30日 2025年9月29日	(中間処分) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 7品目

(5) 施設等の状況

- ① 中間処理 静岡県焼津市八楠字中ノ坪110番1
- ② 積み替え保管施設 …… 無し
- ③ 施設の種類の種類

破砕 施設	産業廃棄物の種類	処理能力
	廃プラスチック類	4.40 t/日 (8.0時間)
	金属くず	4.96 t/日 (8.0時間)
	ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	4.80 t/日 (8.0時間)
	がれき類	4.88 t/日 (8.0時間)
	紙くず	4.16 t/日 (8.0時間)
	木くず	4.48 t/日 (8.0時間)
繊維くず	4.24 t/日 (8.0時間)	

圧縮 施設	産業廃棄物の種類	処理能力
	廃プラスチック類	0.28 t/日 (8.0時間)
	金属くず	2.56 t/日 (8.0時間)
	ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	1.06 t/日 (8.0時間)
がれき類	1.16 t/日 (8.0時間)	

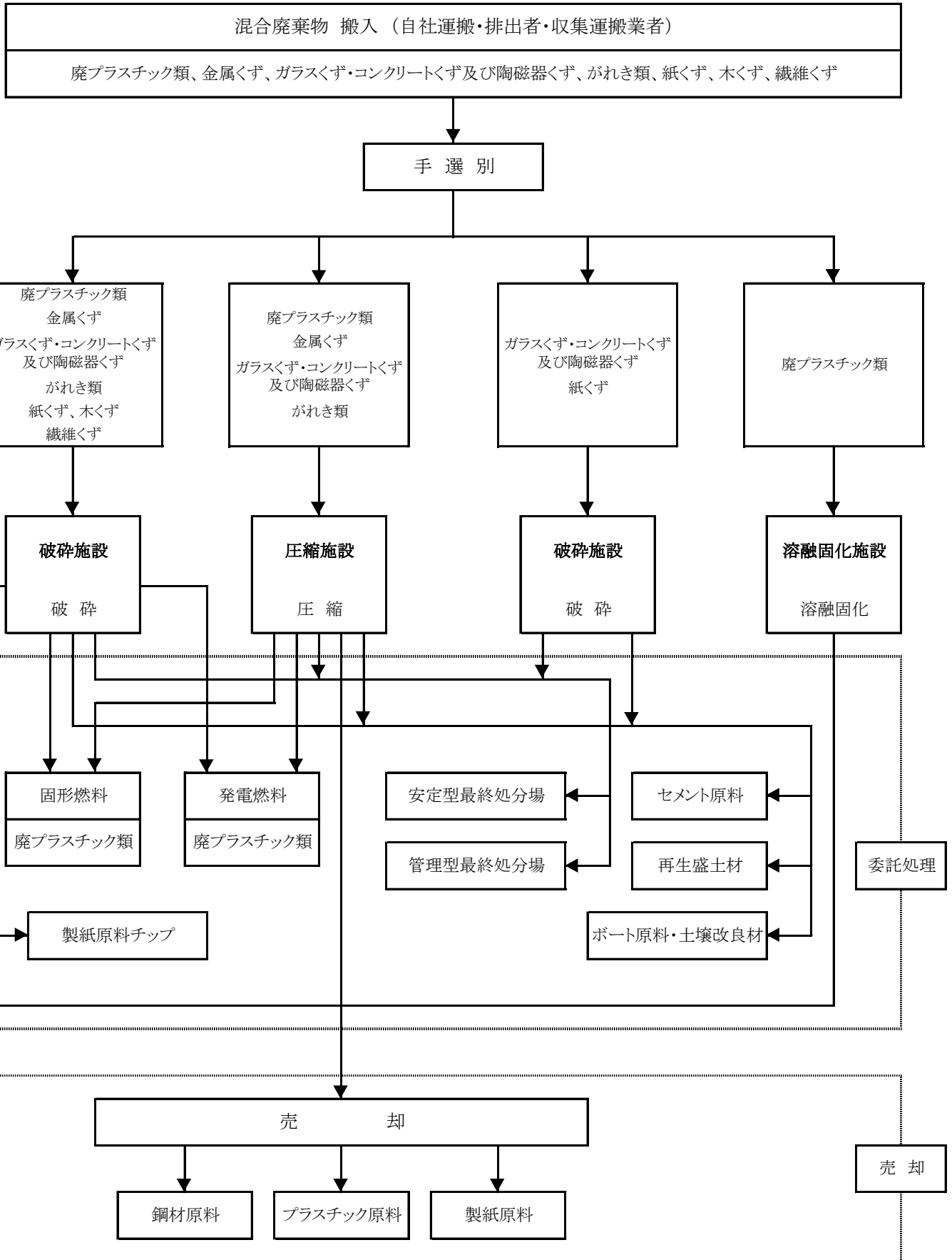
破砕 施設	産業廃棄物の種類	処理能力
	ガラス・コンクリート陶磁器(廃石膏ボード)	3.52 t/日 (8.0時間)
紙くず(廃石膏ボード)	0.39 t/日 (8.0時間)	

溶融 固化 施設	産業廃棄物の種類	処理能力
廃プラスチック類	0.17 t/日 (8.0時間)	

(6) 一般廃棄物(ごみ)処理業許可

地域	許可番号	許可年月日 有効年月日	事業の区物・産業廃棄物類の種類
焼津市	第54-9号	2024年4月1日 2026年3月31日	(収集・運搬) 一般廃棄物(生ごみ以外の可燃物)
牧之原市	第5-1号	2023年5月15日 2025年5月14日	(収集・運搬) 一般廃棄物 木くず、紙くず(感染性で無いものに限る)、ビン、缶、ペットボトル、小動物等の死骸
吉田町	第4-7号	2022年12月24日 2024年12月23日	(収集・運搬) 事業系一般廃棄物 (し尿及び浄化槽汚泥又は感染性でないものに限る)

(7) 処理工程図



環境管理実施体制

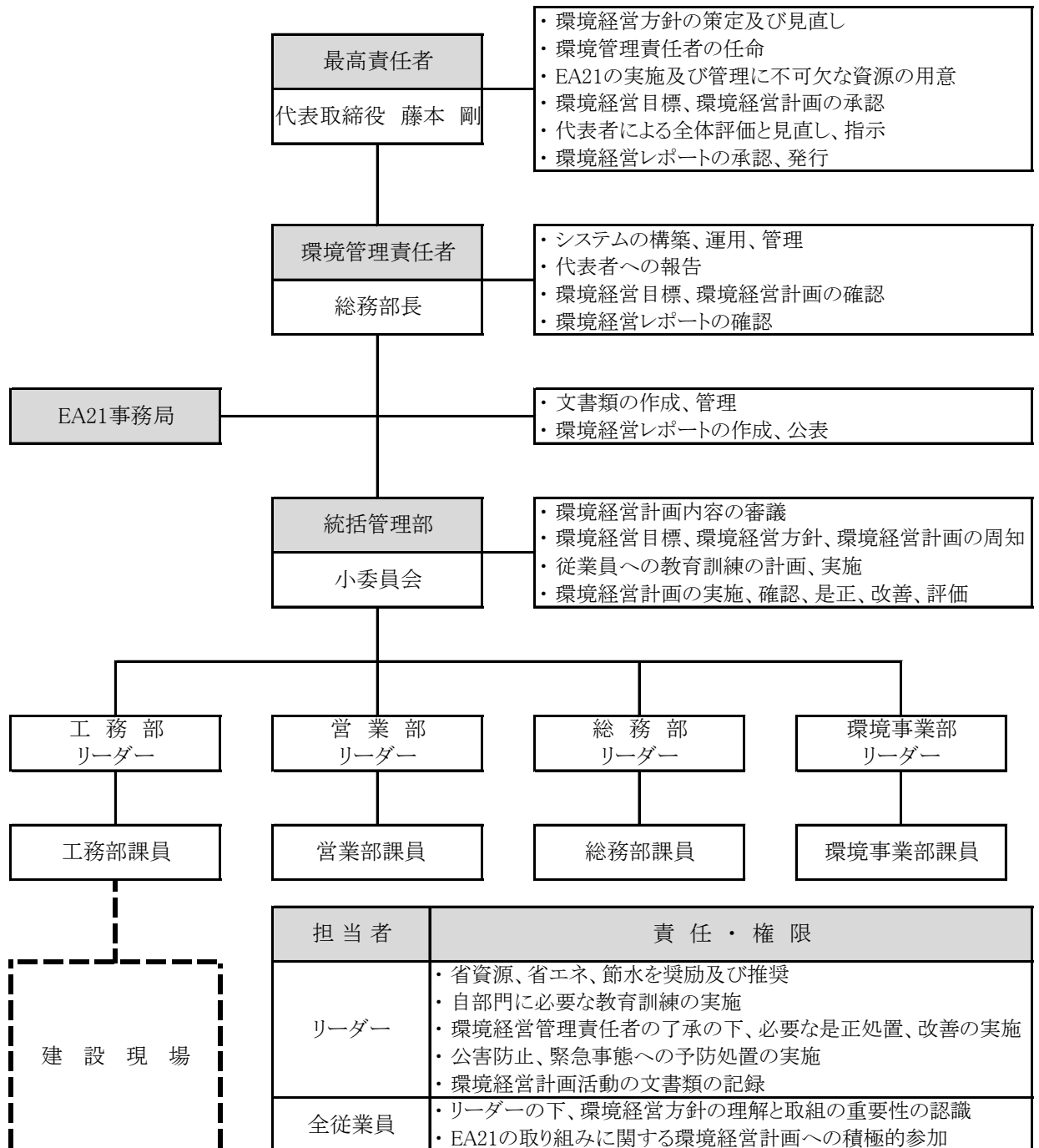
本社及び全事業所における業務並びに従業員を対象とする。

< 本 社 > 静岡県静岡市駿河区南八幡町25番25号
TEL 054-289-6650 FAX 054-289-6616

< 中間処理場センター > 静岡県焼津市八楠110番1
TEL 054-621-0010 FAX 054-621-0008

< 第 二 工 場 > 静岡県焼津市八楠1丁目14番地11

◆実施体制図



環境経営方針

(基本理念)

解体工事業・産業廃棄物処理業を営む当社は、事業活動における環境への影響を理解し、環境経営活動を優先課題と位置づけ、全社員一丸となって継続的な維持と改善を図りつつ当社の環境経営方針を遵守します。

(行動指針)

環境経営活動が与える環境負荷を低減する為に、下記の事項について取り組みます。

1. エネルギーの使用を低減し、二酸化炭素排出の削減に努めます。
2. 廃棄物の削減、廃棄物の再利用・リサイクルの推進を行います。
3. 節水に努め、水使用量の削減に努力します。
4. 環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入します。(グリーン購入)
5. 環境関連法規等を遵守します。
6. 環境に配慮した提案、施工法の採用します。
7. 地域社会貢献活動を行います。
8. 働きやすい職場環境の整備を行います。
9. 環境経営方針は、広く従業員に周知徹底します。
10. 環境経営レポートを作成し、公表します。

制定日： 2007年 9月1日

改定日： 2022年11月1日

エコライン株式会社

代表取締役社長 藤本 剛

環境経営目標

- 基準年度については2021年度・2022年度の2年平均を基準値とした。
- 基準年より、毎年▲0.5%を削減目標とする。（リサイクル率は+0.5%）

(1) 建設業(建物解体工事の請負など)

項目	単位	基準年	目標値			
		2年平均	2023年度	2024年度	2025年度	
二酸化炭素排出量	電力	kwh	17,738	17,649	17,561	17,472
	ガソリン	ℓ	23,909	23,789	23,670	23,550
	総排出量	kg-co2	63,843	63,524	63,205	62,885
水使用量	m3	1,407	1,400	1,393	1,386	
一般廃棄物排出量	kg	847	843	839	834	
産業廃棄物排出量	t	9,224	9,178	9,132	9,086	
産業廃棄物リサイクル率	%	90.70	91.15	91.61	92.06	

(2) 廃棄物処理業(産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び処分)

項目	単位	基準年	目標値			
		2年平均	2023年度	2024年度	2025年度	
二酸化炭素排出量	電力	kwh	14,817	14,743	14,669	14,595
	ガソリン	ℓ	849	845	841	836
	LPG	kg	59	59	58	58
	軽油	ℓ	24,894	24,770	24,645	24,521
	総排出量	kg-co2	73,416	73,049	72,682	72,315
水使用量	m3	190	189	188	187	
一般廃棄物排出量	kg	422	420	418	416	
産業廃棄物中間処分量	t	2,513	2,500	2,488	2,475	

(4) 総合計

項目	単位	基準年	目標値			
		2年平均	2023年度	2024年度	2025年度	
二酸化炭素排出量	電力	kwh	32,555	32,392	32,229	32,067
	ガソリン	ℓ	24,758	24,634	24,510	24,387
	LPG	kg	59	59	58	58
	軽油	ℓ	24,894	24,770	24,645	24,521
	総排出量	kg-co2	137,259	136,573	135,886	135,200
水使用量	m3	1,597	1,589	1,581	1,573	
一般廃棄物排出量	kg	1,269	1,263	1,256	1,250	

注) 産業廃棄物排出量と産業廃棄物中間処分量は委託・受託の関係上、総合計に含めない。

注) 二酸化炭素排出量は、2017年度中部電力CO2調整後排出係数0.472を使用。

環境経営計画

目的		活動内容	責任者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
二酸化炭素の削減	購入電力の削減	不要照明の消灯	各部リーダー	→											
		空調機器の消し忘れ確認		→											
		通風活用・扇風機併用		→											
		更新時に省電力型機器・器具への移行		→											
		空調温度の適温化 (夏季:28℃、冬季20℃)		→											
		空調機器の定期清掃		→											
	クールビズ・ウォームビズの奨励	EA事務局	→												
	化石燃料の削減	エコドライブの励行・教育	各部リーダー	→											
		効率的ルートでの運行		→											
		車両メンテナンスの定期実施		月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初
エコカー・コンパクトカーへの移行推進		→													
建設機械の適正管理 (点検・負荷等)		工務・環境 リーダー	→												
ガス給湯器の適正使用		環境部 リーダー	→												
水道使用量の削減	節水の掲示 (事務所・工場・工事現場)	総務部 リーダー	→												
	水道管の定期チェック (漏水防止)	各部リーダー	→												
	工事現場の計画的な粉塵対策 清掃使用時、効率的な使用	工務部 リーダー	→												
廃棄物の削減	総排出量の削減	建設廃材の分別の徹底	各部リーダー	→											
		再資源化率の向上		→											
		ビン・缶・ペットボトル等の分別の徹底 (事務所・工場)		→											
	紙類の使用量の削減	裏紙の再利用	全従業員	→											
		見直しによる印刷ミスの徹底	→												
ペーパーレス化の推進 (社内掲示板の利用)	各部リーダー	→													
グリーン購入	環境に配慮した事務用品等への転換	小委員会	→												
	省エネ性能の高い事務機器への移行	総務部 リーダー	→												
環境保全意識	環境教育の実施 (中途入社社員含む)	総務部 リーダー	→												
	環境方針への周知徹底 (各部会での啓蒙)	各部リーダー	→					→			→				→
	環境上の緊急事態への準備と対応 (訓練の実施)	EA事務局				→									
	協力業者へEA21取り組みの協力要請	工務部 リーダー			→										
地球環境	近隣住民に対して工事周知	工務部 リーダー	→												
	地域清掃活動への参加	EA事務局		→				→			→				→

環境経営目標の実績

● 目標達成状況 達成率 ○ 100%以上 × 85%未満
 △ 100%未満～85%以上

(1) 建設業(建物解体工事の請負など)

項目	単位	2023年度				
		目標値	実績	達成率	評価	
二酸化炭素排出量	電力	kwh	17,649	17,292	102.1%	○
	ガソリン	ℓ	23,789	23,696	100.4%	○
	総排出量	kg-co2	63,524	62,739	101.3%	○
水使用量	m3	1,400	1,668	83.9%	×	
一般廃棄物排出量	kg	843	770	109.5%	○	
産業廃棄物排出量	t	9,178	16,219	56.6%	×	
産業廃棄物リサイクル率	%	91.2	96.9	106.3%	○	

(2) 廃棄物処理業(産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び処分)

項目	単位	2023年度				
		目標値	実績	達成率	評価	
二酸化炭素排出量	電力	kwh	14,743	14,903	98.9%	△
	ガソリン	ℓ	845	817	103.4%	○
	LPG	kg	59	50	117.7%	○
	軽油	ℓ	24,770	25,657	96.5%	△
	総排出量	kg-co2	73,049	76,629	95.3%	△
水使用量	m3	189	152	124.4%	○	
一般廃棄物排出量	kg	420	287	146.3%	○	
産業廃棄物中間処分量	t	2,500	1,609	155.4%	○	

(4) 総合計

項目	単位	2023年度				
		目標値	実績	達成率	評価	
二酸化炭素排出量	電力	kwh	32,392	32,195	100.6%	○
	ガソリン	ℓ	24,634	24,513	100.5%	○
	LPG	kg	59	50	117.7%	○
	軽油	ℓ	24,770	25,657	96.5%	△
	総排出量	kg-co2	136,573	139,368	98.0%	△
水使用量	m3	1,589	1,820	87.3%	△	
一般廃棄物排出量	kg	1,263	1,057	119.5%	○	

注) 産業廃棄物排出量と産業廃棄物中間処分量は委託・受託の関係上、総合計に含めない。

注) 二酸化炭素排出量は、2017年度中部電力CO2調整後排出係数0.472を使用。

◆産業廃棄物処理実績（多量排出事業者）

解 体 工 事	分 別	廃プラスチック類	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		109.075 t	59.713 t	49.362 t
		紙くず	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		0.300 t	0.300 t	0.000 t
		木くず	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		816.714 t	816.714 t	0.000 t
		繊維くず	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		25.720 t	24.188 t	1.532 t
		金属くず	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		5.999 t	5.999 t	0.000 t
		ガラス、コンクリート及び陶磁器くず	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		112.120 t	66.710 t	45.410 t
		がれき類	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		65.142 t	14.644 t	50.498 t
		コンクリート破片	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		14232.864 t	14232.864 t	0.000 t
		アスファルト・コンクリート破片	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		416.594 t	416.594 t	0.000 t
		廃石膏ボード	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		50.460 t	45.630 t	4.830 t
		安定型建設混合廃棄物	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		12.692 t	9.226 t	3.466 t
		管理型建設混合廃棄物	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		59.096 t	33.687 t	25.409 t
		水銀使用製品産業廃棄物	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		0.134 t	0.000 t	0.134 t
燃え殻	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量		
0.000 t	0.000 t	0.000 t		
汚泥	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量		
1.060 t	0.495 t	0.565 t		
燃えやすい廃油	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量		
1.434 t	0.000 t	1.434 t		
グラスウール	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量		
2.820 t	0.000 t	2.820 t		
乾電池	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量		
0.016 t	0.000 t	0.016 t		
石綿含有産業廃棄物(混合廃棄物)	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量		
2.340 t	0.000 t	2.340 t		
石綿含有産業廃棄物(ガラス、コンクリート及び陶磁器くず)	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量		
5.500 t	0.000 t	5.500 t		
石綿含有産業廃棄物(廃プラスチック類)	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量		
15.225 t	0.000 t	15.225 t		
石綿含有産業廃棄物(がれき類)	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量		
281.940 t	0.000 t	281.940 t		

◆産業廃棄物処理実績（多量排出事業者）

解 体 工 事	分 別	pH2.0以下の廃酸	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		0.004 t	0.000 t	0.004 t
		pH12.5以上の廃アルカリ	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		0.004 t	0.000 t	0.004 t
		廃石綿等(飛散性)	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		2.100 t	0.000 t	2.100 t
		汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		0.061 t	0.000 t	0.061 t
		廃油	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		0.540 t	0.494 t	0.046 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		t	t	0.000 t
		全処理委託量	再生利用業者への委託量	最終処分業者への委託量
		16,219.954 t	15,727.258 t	492.696 t

◆産業廃棄物処理フロー（中間処理センター）

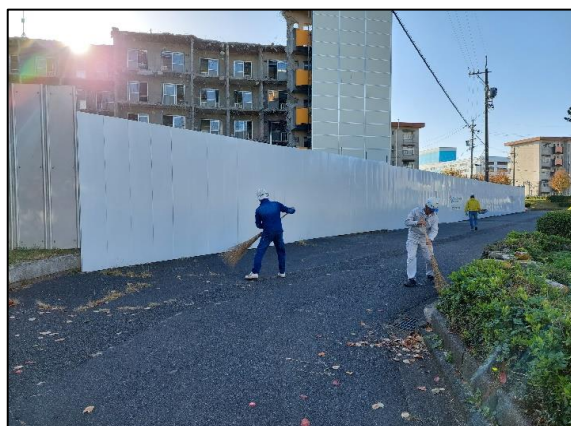
混合 選別 廃棄物	各処分	廃プラスチック類 584.580 t	処分委託	固形燃料	389.530 t
			処分委託	発電燃料	0.780 t
			処分委託	管理型最終処分	186.630 t
			再生	(売却)廃プラスチック原料	7.640 t
	各処分	紙くず 90.520 t	再生	(売却)製紙原料	62.230 t
			処分委託	発電燃料	9.300 t
			処分委託	管理型最終処分	18.990 t
	各処分	木くず 302.200 t	処分委託	製紙原料チップ	300.770 t
			処分委託	管理型最終処分	1.430 t
	各処分	繊維くず 0.320 t	処分委託	管理型最終処分	0.320 t
	各処分	金属くず 300.500 t	再生	(売却)鋼材原料	297.950 t
			処分委託	安定型最終処分	2.550 t
	各処分	ガラス・コンクリートくず 及び陶磁器くず 112.383 t	処分委託	安定型最終処分	62.776 t
			処分委託	管理型最終処分	49.347 t
		処分委託	再生盛土材	0.260 t	
各処分	がれき類 97.643 t	処分委託	セメント原料化	10.550 t	
		処分委託	再生盛土材	2.120 t	
		処分委託	安定型最終処分	68.553 t	
		処分委託	管理型最終処分	16.420 t	
各処分	廃石膏ボード 95.090 t	処分委託	セメント原料	36.960 t	
		処分委託	ボード原料・土壌改良材	56.230 t	
		処分委託	管理型最終処分	1.900 t	
各処分	コンクリート破片 21.450 t	処分委託	再生盛土材	18.590 t	
		処分委託	安定型最終処分	2.860 t	
各処分	アスファルト・コンクリート破片 4.170 t	処分委託	再生盛土材	4.150 t	
		処分委託	安定型最終処分	0.020 t	
各処分	グラスウール 0.590 t	処分委託	管理型最終処分	0.590 t	
		1,609.446 t			

ボランティア活動報告 (地域清掃)

2023年9月1日 焼津市八楠(中間処理センター周辺)



2023年11月1日 静岡市清水区興津中町地内(解体工事現場周辺)



2024年3月1日 静岡市駿河区南八幡町



環境経営計画の活動取り組み結果と評価

目的	活動内容	結果	評価・課題・次年度の取り組み	
二酸化炭素の削減	購入電力の削減	不要照明の消灯	○	活動項目については、各部リーダー中心に進められており、適正に運用できている。 忘れがちな空調機器の消し忘れだが、タイマー設定で自動OFFにより、消し忘れ防止を図っている。 本社事務所の空調温度を効率よく一定温度に保つため、夏季においては扇風機との併用プラスサーキュレーターの増設により配置を考慮し室内温度の均一化を図った。また、空調機器の室外機周辺の清掃を行い空気循環するようにした。また、空調機器の室外機周囲の清掃を行い空気循環するようにした。 中間処理センターについては、新築移転の際にLED化・省エネ機器への入替を行ったことにより、大幅な使用量の削減出来、継続している。 クールビズ、ウォームビズについては、恒例の行事としている。次年度も取り組みを継続。
		空調機器の消し忘れ確認	○	
		通風活用・扇風機併用	○	
		更新時に省電力型機器・器具への移行	○	
		空調温度の適温化 (夏季:28℃、冬季20℃)	○	
		空調機器の定期清掃	○	
		クールビズ・ウォームビズの奨励	○	
	化石燃料の削減	エコドライブの励行・教育	○	エコドライブ運転・効率的ルート・車両メンテナンス等の実施については運転記録簿に記載し、各部リーダー中心に適正に運用できている。 燃費向上を目的に、ハイブリッド車の導入・入替を1台行った。(営業車両については100%完了、工事担当車両については4台) 中間処理センターの重機等の始業点検は担当を決め徹底し、行っている。 以上の活動により、今年度の化石燃料の使用量については目標を達成することができた。 活動は、次年度も継続とする。
		効率的ルートでの運行	○	
		車両メンテナンスの定期実施	○	
		エコカー・コンパクトカーへの移行推進	○	
		建設機械の適正管理 (点検・負荷等)	○	
ガス給湯器の適正使用	○			
水道使用量の削減	節水の掲示 (事務所・工場・工事現場)	○	活動項目については、各部リーダー中心に運用できている。 節水掲示・水道管の定期チェック・現場での使用についてはパトロール時の点検項目としてチェックを行っている。次年度も継続。 粉塵近隣対策を徹底したことにより使用量は増加してしまっているが適正な使用であった。	
	水道管の定期チェック (漏水防止)	○		
	工事現場の計画的な粉塵対策 清掃使用時、効率的な使用	△		
廃棄物の削減	総排出量の削減	建設廃材の分別の徹底	○	一般廃棄物の排出量、産業廃棄物リサイクル率については、目標を達成した。処理場の産業廃棄物リサイクル率を向上させるため、今後も分別処理の徹底に力を入れていく。
		再資源化率の向上	○	
		ビン・缶・ペットボトル等の分別の徹底 (事務所・工場)	○	
	紙類の使用量の削減	裏紙の再利用	○	
		見直しによる印刷ミスの徹底	○	
ペーパーレス化の推進 (社内掲示板の利用)	○	活動項目は、実施されている。 ペーパーレス化の推進として、電子機器の購入とオンラインストレージの活用により、会議資料のペーパーレス化が図れてきており、外部との会議でも資料は電子化されてきている。次年度も継続。		
グリーン購入	環境に配慮した事務用品等への転換	○	事務用品は、総務部リーダーを中心に環境配慮商品に移行している。今後もエコマーク商品の購入を継続的に実施する。活動項目は、次年度も継続。	
	省エネ性能の高い事務機器への移行	○		
環境保全意識	環境教育の実施 (中途入社社員含む)	○	活動項目は、各部リーダー中心に実施されている。 工事監督については、現場での協力業者にEA21取り組みへの理解と協力要請を行った。 緊急事態の対応として、火災発生時の緊急事態への対処を実施。環境教育としては、2020年4月より改正された「改正フロン排出抑制法」に関する教育を営業・工務課員に再度行った。活動項目は、次年度も継続。	
	環境方針への周知徹底 (各部会での啓蒙)	○		
	環境上の緊急事態への準備と対応 (訓練の実施)	○		
	協力業者へEA21取り組みの協力要請	○		
地球環境	近隣住民に対して工事周知	○	近隣住民には、事前に工事案内文の配布。防音・振動対策の実施。地域清掃活動は、焼津市と静岡市の事業所周辺で年3回行った。活動は次年度も継続。	
	地域清掃活動への参加	○		

環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

廃棄物処理業(産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び処分)

評価日 2024年3月31日

評価者 環境管理責任者

高橋 明

当社の適用及び対応

法律・条例	条項	遵守事項または規制基準	遵守状況	遵守評価	
産業廃棄物処理法(産業物の処理及び清掃に関する法律) 自らが排出事業者(事務所等又は元請現場)となるもの	第6条の2第6項	市町のルールに従った分別と搬出及び業者委託	業者委託時は許可証確認(契約書作成が望ましい)	○	
	第12条第2項	廃棄物の悪臭・飛散・地下浸透防止	保管場所での環境影響防止	○	
	第12条第2項	産業廃棄物保管場所への標示板の設置	標示板設置(60cm×60cm以上の大きさ)	○	
	第12条第5項	産業廃棄物運搬業者並びに処分業者との委託契約	契約書の締結及び保存	○	
	第12条第9、10項	産業廃棄物多量排出事業者の処理計画及び実施状況報告	6月30日までに許可種者に報告(前年度発生量が1トン超のとき)	取組期間該当なし	
	第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	有資格者を選任(特管理事業者のみ)	○	
	第12条の3第1項	マニフェストの交付	A票(委託時、電子マニは3日以内)	○	
	第12条の3第2、6項	マニフェストの保管	A票～E票:5年間	○	
	第12条の3第6項	マニフェストの期間内返却の確認	B2及びD票:90日以内、E票:180日以内	○	
	第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付等状況報告	6月30日までに許可種者に報告(電子マニは電子)	○	
	第12条の3第8項	産業廃棄物管理票の期間内未返却時の許可種者への報告	返却期間終了後30日以内に許可種者に報告	取組期間該当なし	
	第8条	産業廃棄物管理責任者の設置	資格は問わない	○	
	第10条	実地確認の実施と記録保存	処分委託先の年1回の実地確認と記録作成5年間保存(委託先が優良認定業者であるときは免除)	○	
	第9条	産業廃棄物管理責任者の設置(年間排出量10トン未満の場合は対象外)	資格は問わない	○	
	第10条	実地確認の実施と記録保存(年間排出量10トン未満の場合は対象外)	処分委託先の年1回の実地確認と記録作成5年間保存(委託先が優良認定業者であるときは免除)	○	
産業廃棄物処理法(産業物の処理及び清掃に関する法律) 収集運搬業者(委託に基づく運搬業務)となるもの	第12条第5項	委託者と収集運搬契約	契約書の締結及び保存	○	
	第12条の3第3項	委託者へのマニフェストの返却	B2票を業務終了から10日以内に返却	○	
	第12条の3第6項	委託者からのマニフェストの保管	B1票及びC2票を5年間保存	○	
	第14条第2項	収集運搬業許可の許可期限の確認	許可期限前に更新手続き	○	
	第14条第12項(第12条第1項)	処理基準の遵守(悪臭・飛散防止等)	車両荷台シートで覆う等	○	
	第14条第12項(第12条第1項)	収集運搬車両への表示	産業廃棄物収集運搬車・名称・統一番号を車両両側面へ表示	○	
	第14条第17項	帳簿の備え付け及び5年間の保存	業務年月日、排出者名、管理票番号、数量、運搬先等を記載した帳簿	○	
	第14条の2第3項	変更届の提出	役員・車両等に変更があったとき(10日以内)	○	
	第22条	前年度における収集運搬実績の報告	6月30日までに知事に報告(電子マニも含む)	○	
	産業廃棄物処理法(産業物の処理及び清掃に関する法律)施行細則 収集運搬業者(委託に基づく運搬業務)となるもの	第12条第5項	委託者と処分契約	契約書の締結及び保存	○
第12条の3第4項		委託者へのマニフェストの返却	C2票、D票を処分終了から10日以内に返却	○	
第12条の3第5項		委託者へのマニフェストの返却(E票)	E票を最終処分終了確認日から10日以内に返却	○	
第12条の3第10項		委託者からのマニフェストの保管	C1票を5年間保存	○	
第12条の3第11項		2次マニフェストの交付(中間処分後廃棄物の持出があるとき)	A票(委託時、電子マニは3日以内)	○	
第12条の3第12項		2次マニフェストの保管(中間処分後廃棄物の持出があるとき)	A票～E票:5年間	○	
第12条の3第13項		2次マニフェストの期間内返却の確認(中間処分後廃棄物の持出があるとき)	B2及びD票:90日以内、E票:180日以内	○	
第12条の3第7項		産業廃棄物管理票交付等状況報告	6月30日までに許可種者に報告(電子マニは電子)	○	
第12条の3第8項		産業廃棄物管理票の期間内未返却時の許可種者への報告	返却期間終了後30日以内に許可種者に報告	取組期間該当なし	
第14条第7項		処分業許可の許可期限の確認	許可期限前に更新手続き	○	
第14条第12項(第12条第1項)		処理基準の遵守(騒音・粉じん・悪臭防止等)	処分施設からの環境影響防止	○	
第14条第17項		帳簿の備え付け及び5年間の保存	業務年月日、排出者名、管理票番号、処分方法毎の数量、処分後の持出先毎の数量を記載した帳簿	○	
第14条の2第3項		変更届の提出	役員・処理施設等に変更があったとき(10日以内)	○	
第15条第1項		産業廃棄物処理施設設置の許可	がれき類破砕施設、最終処分場等の許可(政令8条該当施設の場合)	取組期間該当なし	
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 静岡県・浜松市以外の処分業者(委託に基づく処分業務)となるもの		第10条	2次マニフェスト処分先実地確認の実施と記録保存	処分委託先の年1回の実地確認と記録作成5年間保存(委託先が優良認定業者であるときは免除)	○
	第17条第1項	前年度における処分実績の報告	6月30日までに許可種者に報告(電子マニも含む)	○	
浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例 浜松市内の処分業者(委託に基づく処分業務)となるもの	第10条	2次マニフェスト処分先実地確認の実施と記録保存(年間排出量10トン未満の処分先は対象外)	処分委託先の年1回の実地確認と記録作成5年間保存(委託先が優良認定業者であるときは免除)	○	
	第18条第1項	前年度における処分実績の報告	6月30日までに市長に報告(電子マニも含む)	○	
騒音規制法	第5条	規制基準の遵守		○	
	第6条	特定施設の届出	空気圧縮機(原動機の定格出力が10kw)	○	
	第8条	特定施設の数等の変更の届出	変更無し	取組期間該当なし	
振動規制法	第5条	規制基準の遵守		○	
	第6条	特定施設の届出	金属加工機械(液圧プレス)	○	
	第8条	特定施設の変更等の届出	届出内容の変更無し	取組期間該当なし	
浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	保守点検及び定期清掃の実施	○	
	第5条	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○	
	第7条	設置後の水質検査の実施	設置3ヶ月経過後の日から5か月の間	○	
	第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○	
家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を業者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電廃棄物のリサイクル料金の支払	取組期間該当なし	
	第8条	使用済自動車の引渡義務		○	
自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	取組期間該当なし	
	第55条	乗車又は積載の方法	積載された場所以外の乗車又は積載の禁止	○	
	第70条	安全運転の義務	危害を及ぼさないような速度と方法で運転	○	
道路運送車両法	第74条	車両等の使用者の義務	交通法規の遵守	○	
	第47条の2	日常点検整備及び定期点検整備	・日常点検整備 ・定期点検整備(3か月点検整備、6か月点検整備、1年点検整備)	○	
消防法	第9条の4	指定可燃物の届出	紙屑、プラスチック類	○	
フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器 全ての第一種特定機器が対象 ①自身での「廃止点検(3ヶ月に1回以上)」実施 ②電機種別電機種別出力に同じ有資格者による「定期点検」 ③空調機(50kW以上)1年に1回以上 ④冷凍冷蔵機器(7.5kW以上)1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④ 有資格者による定期点検実施	○	
	第41条	1種特定製品廃棄物等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン回収業者へのフロン類の引き渡し義務	取組期間該当なし	
	第21条の2	温室効果ガス算定排出量の報告	温室効果ガスの把握	取組期間該当なし	
	第4条	エネルギー使用量の合計が1,500kWh/年以上の事業者は届出	エネルギー使用量(原油換算)の把握	取組期間該当なし	
静岡県条例 静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音基準の遵守義務		○	
	第53条	騒音特定施設の届出	空気圧縮機(原動機の定格出力が4kw)	○	
	第55条	騒音特定施設変更の届出		取組期間該当なし	
	第79条	振動基準の遵守義務		○	
	第80条	振動特定施設の届出	金属加工機械(液圧プレス)	○	
	第82条	振動特定施設の変更等の届出		取組期間該当なし	
長務(努力)	法律	リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条 指定資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	取組期間該当なし

<備考>
1. 遵守評価: ○(遵守) △(対策中、完了予定時期) ×(不遵守)

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

建設業(建物解体工事の請負など)

評価日 2024年3月31日
評価者 環境管理責任者 横山 祐一

法規・条例・規制	条項	適用内容または規制基準値	備考	遵守評価	
廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 自らが排出事業者(元受現場+事務所)となるもの	第6条の2第6項	市町のルールに従った分別と搬出及び業者委託	業者委託時は許可証確認(契約書作成が望ましい)	○	
	第12条第2項	廃棄物の悪臭・飛散・地下浸透防止	保管場所での環境被害防止	○	
	第12条第2項	産業廃棄物保管場所への掲示板の設置	掲示板設置(60cm×60cm以上の大きさ)	○	
	第12条第5項	産業廃棄物運搬業者並びに処分業者との委託契約	契約書の締結及び保存	○	
	第12条第9、10項	産業廃棄物多量排出事業者の処理計画及び実施状況報告	6月30日までに許可権者に報告(前年度発生量が千トン超のとき)	○	
	第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	有資格者を選任(特管排出事業者のみ)	取組期間該当なし	
	第12条の3第1項	マニフェストの交付	A票(委託時、電子マニは3日以内)	○	
	第12条の3第2、6項	マニフェストの保管	A票～E票:5年間	○	
	第12条の3第6項	マニフェストの期間内返却の確認	B2及びD票:90日以内、E票:180日以内	○	
	第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付等状況報告	6月30日までに許可権者に報告(電子マニは猶予)	○	
第12条の3第8項	産業廃棄物管理票の期間内未返却時の許可権者への報告	返却期間終了後30日以内に許可権者に報告	取組期間該当なし		
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 静岡市・浜松市以外の排出事業者(元受現場+事務所)となるもの	第8条	産業廃棄物管理責任者の設置	資格は問わない	○	
	第10条	実地確認の実施と記録保存	処分委託先の年1回の実地確認と記録作成5年間保存(委託先が優良認定業者であるときは免除)	○	
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 静岡市内の排出事業者(元受現場+事務所)となるもの	第12条第5項	産業廃棄物排出事業者と収集運搬契約	契約書の締結及び保存	○	
	第12条の3第3項	委託者へのマニフェストの返却	B2票を業務終了から10日以内に返却	○	
	第12条の3第9項	委託者からのマニフェストの保管	B1票及びC2票を5年間保存	○	
	第14条第2項	収集運搬業許可の許可期限の確認	許可期限前に更新手続き	○	
	第14条第12項(第12条第1項)	処理基準の遵守(廃棄物の悪臭・飛散防止等)	車両荷台にシートで覆う等	○	
	第14条第12項(第12条第1項)	収集運搬車両への表示	産業廃棄物収集運搬車・名称・統一番号を車両両側面へ表示	○	
	第14条第17項	帳簿の備え付け及び5年間の保存	業務年月日、排出者名、管理票番号、数量、運搬先等を記載した帳簿	○	
	第14条の2第3項	変更届の提出	役員・車両等に変更があったとき(10日以内)	○	
	静岡県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 収集運搬業者(下請現場等からの運搬業務)となるもの	第22条	前年度における収集運搬実績の報告	6月30日までに知事に報告(電子マニも含む)	○
		第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○
建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事・床面積合計80㎡以上 新築・増築工事・床面積合計500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等一請負代金額500万円以上)	○	
	第10条	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○	
	第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○	
	第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○	
	第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○	
	第31条	技術管理者の設置(解体工事の監督)		○	
騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業	○	
	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○	
振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	くい打機	○	
	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○	
浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	保守点検及び定期清掃の実施	○	
	第5条	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○	
	第7条	設置後の水質検査の実施	設置3ヶ月経過した日から5ヶ月の間	○	
	第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○	
家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電(テレビ・冷蔵庫他)廃棄時のサイクル料金の支払	取組期間該当なし	
自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		取組期間該当なし	
第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)			
フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器:全ての第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施 圧縮機電動機定格出力に応じた有資格者による「定期点検」 ②空調機(50kW以上)3年に1回以上 ③空調機(7.5kW～50kW未満)3年に1回以上 ④冷凍冷蔵庫(7.5kW以上)1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④ 有資格者による定期点検実施	○	
	第41条	第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務	取組期間該当なし	
	第3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請		○	
	第26条第1項	主任技術者の設置		○	
建設業法	第26条第2項	監理技術者の設置		○	
	第4条	エネルギー使用量の合計が1,500kWh/年以上の事業者は届出	エネルギー使用量(原油換算)の把握	取組期間該当なし	
省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	第21条の2	温室効果ガス算定排出量の報告	温室効果ガスの把握	取組期間該当なし	
水道法	第25条の2	指定給水装置工事事業者の指定	給水装置工事主任技術者	○	
下水道法	第22条	設計者等の資格	技術士、第一種技術検定等	○	
河川法	第60条第1項	ダム等の適正な維持、操作、管理	ダム管理主任技術者	○	
静岡県条例 静岡県生活環境の保全等に関する条例	第71条	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	騒音及び振りの組み立て作業	○	
	第72条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○	
	第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	○	
	第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○	
表務(努力) <備考>	法令	リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条 指定再資源化製品のリサイクル(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時 取組期間該当なし	

1. 遵守評価: ○(遵守) △(対策中、完了予定時期) ×(不遵守)

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟や苦情は過去3年間ありませんでした。

代表者による全体評価と見直し・指示

作成 2024年8月20日

1・見直し 関連情報	項目		確認：(必要に応じて評価・コメント記載)	
	1	エコアクション文書	<input checked="" type="checkbox"/>	記録・文書として作成しました
	2	環境経営目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/>	継続して取り組みます
	3	環境経営及び取組実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	継続して取り組みます
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>	記録にして記載いたしました
	5	外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/>	特に問題はありませんでした
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	特に問題はありませんでした
	7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	<input checked="" type="checkbox"/>	継続して取り組みます
	8	その他()	<input type="checkbox"/>	

2・代表者による 全体評価・見直し 指示	<p>2023年4月から2024年3月までの1年間の取組みについて、環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画、実施体制を含めた実施状況について評価を行った。</p> <p>大型工事が重なったことにより、建設業において水使用量と産業廃棄物排出量が目標値を超えたが、それぞれの項目を削減する意識や取り組みは継続しており、全体的に目標を達成できていることは評価できる。</p> <p>化石燃料の目標達成についても、社有車入替時にハイブリット車への移行を行っていることも削減につながっている。設備の入替時においては、省エネ機器等の導入を進めていくことも重要である。</p> <p>実施体制においては、環境管理責任者を通し、各自の役割、責任及び権限を全従業員に周知徹底し、全社員を巻き込み、より事業に直結する有意義な活動となるよう目指していただきたい。</p>			
	見直し項目	変更の 必要性	「有」の場合の指示事項	
	1	環境経営方針	有・ 無	
	2	環境経営目標	有・ 無	
	3	環境経営計画	有・ 無	
	4	環境に関する組織(実施体制含め)	有・ 無	
	5	その他のシステム要素	有・ 無	
	6	その他(外部への対応)	有・ 無	

環境経営目標(次年度)

- 基準年度については2021年度・2022年度の2年平均を基準値とした。
- 基準年より、毎年▲0.5%を削減目標とする。(リサイクル率は+0.5%)

(1) 建設業(建物解体工事の請負など)

項目	単位	基準年	目標値			
		2年平均	2023年度	2024年度	2025年度	
二酸化炭素排出量	電力	kwh	17,738	17,649	17,561	17,472
	ガソリン	ℓ	23,909	23,789	23,670	23,550
	総排出量	kg-co2	63,843	63,524	63,205	62,885
水使用量	m3	1,407	1,400	1,393	1,386	
一般廃棄物排出量	kg	847	843	839	834	
産業廃棄物排出量	t	9,224	9,178	9,132	9,086	
産業廃棄物リサイクル率	%	90.70	91.15	91.61	92.06	

(2) 廃棄物処理業(産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び処分)

項目	単位	基準年	目標値			
		2年平均	2023年度	2024年度	2025年度	
二酸化炭素排出量	電力	kwh	14,817	14,743	14,669	14,595
	ガソリン	ℓ	849	845	841	836
	LPG	kg	59	59	58	58
	軽油	ℓ	24,894	24,770	24,645	24,521
	総排出量	kg-co2	73,416	73,049	72,682	72,315
水使用量	m3	190	189	188	187	
一般廃棄物排出量	kg	422	420	418	416	
産業廃棄物中間処分量	t	2,513	2,500	2,488	2,475	

(4) 総合計

項目	単位	基準年	目標値			
		2年平均	2023年度	2024年度	2025年度	
二酸化炭素排出量	電力	kwh	32,555	32,392	32,229	32,067
	ガソリン	ℓ	24,758	24,634	24,510	24,387
	LPG	kg	59	59	58	58
	軽油	ℓ	24,894	24,770	24,645	24,521
	総排出量	kg-co2	137,259	136,573	135,886	135,200
水使用量	m3	1,597	1,589	1,581	1,573	
一般廃棄物排出量	kg	1,269	1,263	1,256	1,250	

注) 産業廃棄物排出量と産業廃棄物中間処分量は委託・受託の関係上、総合計に含めない。

注) 二酸化炭素排出量は、2017年度中部電力CO2調整後排出係数0.472を使用。

環境経営計画(次年度)

目的		活動内容	責任者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
二酸化炭素の削減	購入電力の削減	不要照明の消灯	各部リーダー	→												
		空調機器の消し忘れ確認		→												
		通風活用・扇風機併用		→												
		更新時に省電力型機器・器具への移行		→												
		空調温度の適温化(夏季:28℃、冬季20℃)		→												
	空調機器の定期清掃		→									→				
	クールビズ・ウォームビズの奨励	EA事務局								→						→
	化石燃料の削減	エコドライブの励行・教育	各部リーダー	→												
		効率的ルートでの運行		→												
		車両メンテナンスの定期実施		月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初
エコカー・コンパクトカーへの移行推進		→														
建設機械の適正管理(点検・負荷等)		工務・環境リーダー		→												
水道使用量の削減	ガス給湯器の適正使用	環境部リーダー	→													
水道使用量の削減	節水の掲示(事務所・工場・工事現場)	総務部リーダー	→													
	水道管の定期チェック(漏水防止)	各部リーダー	→													
	工事現場の計画的な粉塵対策(清掃使用時、効率的な使用)	工務部リーダー	→													
廃棄物の削減	総排出量の削減	建設廃材の分別の徹底	各部リーダー	→												
		再資源化率の向上		→												
		ビン・缶・ペットボトル等の分別の徹底(事務所・工場)		→												
	紙類使用量の削減	裏紙の再利用	全従業員	→												
見直しによる印刷ミスの徹底		→														
グリーン購入	ペーパーレス化の推進(社内掲示板の利用)	各部リーダー	→													
	環境に配慮した事務用品等への転換	小委員会	→													
環境保全意識	省エネ性能の高い事務機器への移行	総務部リーダー	→													
	環境教育の実施(中途入社社員含む)	総務部リーダー	→													
	環境方針への周知徹底(各部会での啓蒙)	各部リーダー		→					→			→			→	
	環境上の緊急事態への準備と対応(訓練の実施)	EA事務局					→									
地球環境	協力業者へEA21取り組みの協力要請	工務部リーダー	→													
	近隣住民に対して工事周知	工務部リーダー	→													
地球環境	地域清掃活動への参加	EA事務局		→					→					→		